

1 対策骨子

主な感染経路である飛沫感染及び接触感染のリスクに応じた対策を行います。

2 具体的な感染防止対策

- (1) 集団で行動するときは、可能な限り人と人との距離をとり、場合によりお互いの会話を控えます。
- (2) 消毒設備の設置・整備等を事前に各施設及び活動場所に依頼し、手洗いや消毒を状況に応じて計画的に行います。
- (3) 旅行期間分のマスクを準備していただき、食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用を励行します。(気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクをはずす場合があります。)
- (4) 輸送機関、見学・食事・宿泊施設、活動場所等に換気を依頼し、確認します。

3 実施の可否

- (1) 学校において感染者が確認され、学校全体が臨時休業の措置をとっている場合は中止とします。
- (2) 保健所から実施の見合わせを指導されたときは中止とします。
- (3) 出発までは、学校と市教育委員会が連絡を取り、新型コロナウイルス感染症に係る情報収集に努めます。出発日には、感染症蔓延あるいは拡大の懸念、国の緊急事態宣言や自治体の判断、宿泊施設や見学地等の閉鎖などの状況をもとに最終的な実施の可否について判断をします。

4 児童の健康管理

- (1) 検温と体調チェック
 - ・ 出発7日前から実施日まで毎日、朝の体温を測り、体調をチェックし、健康観察記録表に記入してください。
 - ・ 出発日の朝、健康観察記録表を学校(担任)へ提出してください。
- (2) 出席停止の判断
 - ・ 感染者及び濃厚接触者と保健所から指定をされた場合
 - ・ 実施日の出発前に健康観察をし、発熱等、風邪の症状がある場合
 - ・ 感染者との接触がある場合は、保健所の指示に従う。
 - ・ 同居の家族に発熱等、風邪の症状がある場合

5 実施地で体調不良者を確認したときの対応

- (1) 発熱等の体調不良がみられる場合には、当該児童に安心感をもたせ、他児童との接触を避けられるように旅行業者を含めて相談し、対応します。
- (2) 保護者に連絡をして迎えを依頼します。
※当該児童を安全に帰宅させるまで（保護者に引き渡すまで）、上記の対応をします。
- (3) 感染者と特定された場合は、保健所及び医師の判断に従い、感染者と濃厚接触者への対応をします。

6 その他

- (1) 教職員の感染者及び濃厚接触者は、児童の例によります。また、教職員の健康確認も確実に行い、感染予防に努めます。
- (2) 輸送機関、宿泊施設、食事施設、見学施設等において、それぞれの感染症対策ガイドラインや一般社団法人日本旅行業協会の「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」に即した対応を依頼し、確認します。